

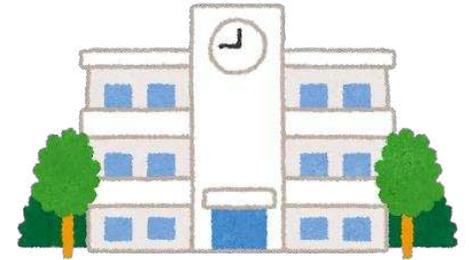
コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進

教育政策課
生涯学習課

▶ コミュニティ・スクールとは…

「学校運営協議会」を設置している学校のことをいいます。

学校運営協議会は法律に基づき教育委員会から任命された委員が学校運営と学校運営に必要な支援に関して協議する合議制の機関です。



校・園長

(説明者として協議会に参加)

会長



学校運営協議会委員

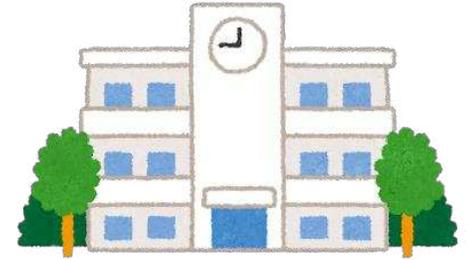
人数:6人~10人

(幼稚園・こども園は4人~10人)

- 保護者
- 地域住民
- 地域学校協働活動推進員

などの方々に構成

学校運営協議会の主な役割



- 校・園長が作成する学校運営の基本方針を承認
(教育課程の編成、学校経営方針に関すること)
- 学校運営と学校運営への必要な支援について、
教育委員会または校・園長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会(任命権者)
に意見(個人を特定しての意見は除く)



地域学校協働活動

平成29年3月 社会教育法改正によって規定

幅広い地域住民等の参加を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

〈地域学校協働活動の例〉

学校周辺環境整備、登下校の見守り、職場体験の場探し・調整、読み聞かせ、学校行事支援、子どもの居場所づくり など



地域学校協働活動の進め方

地域学校協働活動推進員の役割

- ・ 学校が必要とする人材確保（地域ボランティア）
- ・ 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・ 学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・ 学校運営協議会の構成員



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進イメージ

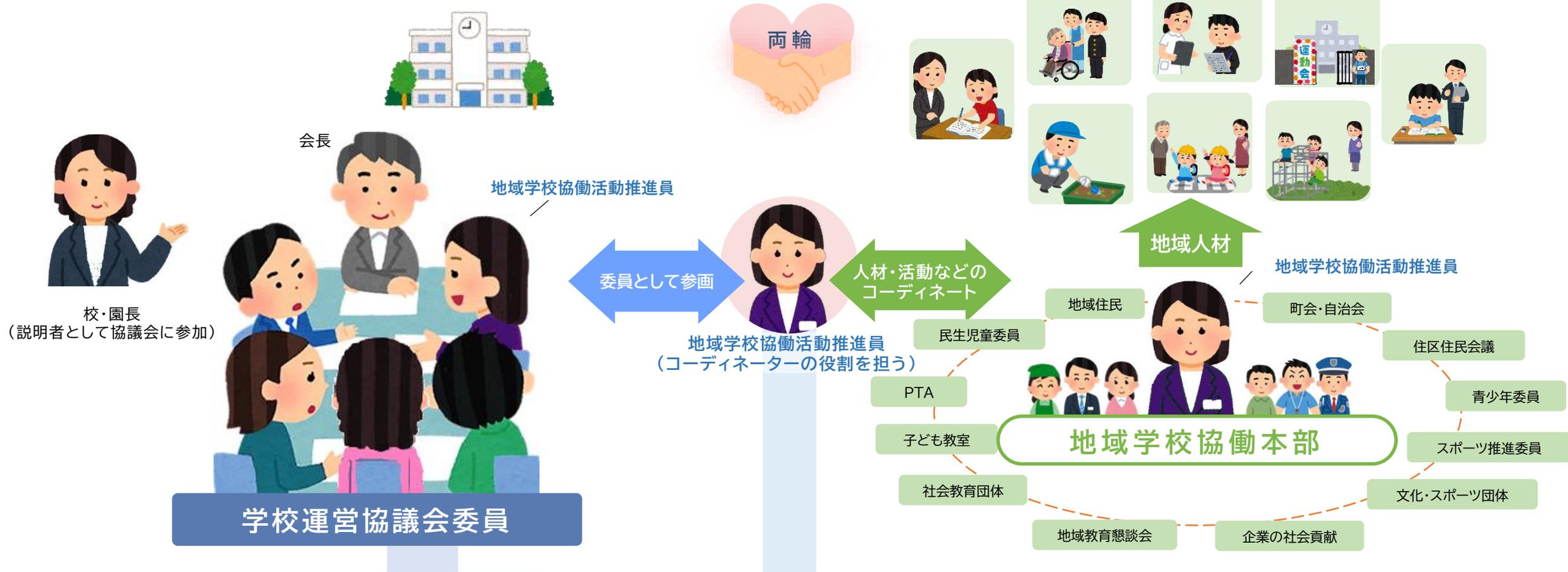
コミュニティ・スクール

学校運営協議会

〈 学校運営や学校運営への必要な支援に関する協議 〉

地域学校協働活動

〈 地域と学校が相互に連携・協働して行う活動 〉



東京都教育委員会

教職員の任用

目黒区教育委員会

学校運営協議会委員の任命
地域学校協働活動推進員の委嘱
学校運営協議会及び地域学校協働活動推進員へのサポート